

東京高等裁判所担当裁判官 殿

## 違憲判決と一審原告らの日本国籍の確認の判決を求める要請書

今日、日本社会において、日本人父と外国人母の両親から生まれる子どもたちが増加しています。そうした子どもたちの中には、日本人の父親から認知を受けていても、さまざまな理由で、両親が結婚をしていないものが多く存在しています。

そうした子どもたちの抱える問題のひとつに両親の婚姻状況の差異の問題があります。母親が日本人である子は婚内子(嫡出子)・婚外子(非嫡出子)を問わず必ず日本国籍が取得できるのに対し、父親が日本人で母親が外国人である婚外子は、父親が胎児認知するか、あるいは父親が出生後認知し、かつ両親が結婚しなければ日本国籍を取得できません。つまり、父母いずれが日本人であるかによって国籍取得に差異が生じ、また日本人父と外国人母の婚外子であっても両親が結婚したか否かでも差異が生じることになります。しかし、このような差別に合理的根拠は認められません。特に国際化が進み、国際結婚も増え、価値観も多様化している現在、家族関係も多様化しており、非婚で子どもをもうける夫婦も増えています。そのため、「両親が結婚しているかどうか」という子どもの意思ではどうにもならないことによって、子の国籍に差別を付けることは問題です。

2005年4月12日、JFC (Japanese-Filipino Children) の子どもたち9人が日本国籍の確認を求める訴えを東京地裁に集団で提訴しました。

この問題については、2002年11月22日の最高裁判所の判決の補足意見で、3人(亀山、梶谷、滝井)の裁判官が国籍法3条が父母の婚姻を要件としていることは憲法14条違反の疑いがあると述べています。

また、2005年4月13日、東京地裁で法律上の婚姻を要件とすることは違憲であるとするはじめての判断が下されました。

そして、本件では、2006年3月29日には国籍法3条が両親の婚姻を要件としていることは憲法14条に反するとして原告全員の日本国籍を認めるという判断を下しました。

### 要請事項

1. 国籍法3条1項が日本人父からの認知に加えて両親の婚姻を要件としていることは、法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反するのであり、一審原告らは日本国籍を有することを確認する、との判決を求めます。

名前	住所

### 【呼びかけ人】

国籍確認訴訟弁護団

JFC 弁護団

(特活)JFC ネットワーク

KAFIN (Katipunan ng mga Filipinong Nagkakaisa)

CJFF (Center for Japanese-Filipino Families)

【集約先】〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-8-34 HK ハイム 303 (特活)JFC ネットワーク

**署名締切日 2006年10月30日(必着)**